

いわき市若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内

いわき市では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅などで安心して過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

1 対 象

次の①から③すべてに該当する方

①いわき市に住所を有する方

②がんの治療を目的とした治療を行わないがん患者

(医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)

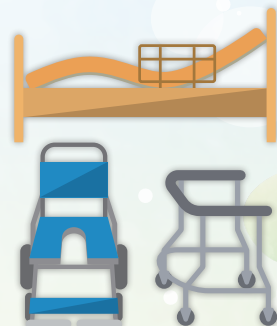
③利用申請時の年齢が、18歳以上40歳未満の方

(18歳以上20歳未満の方で、小児慢性特定疾病医療費助成等、他の支援・助成制度を受けている方を除く)

2 対象のサービス内容

①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③福祉用具貸与・購入

※対象かどうか不明なものは、お問い合わせください。



3 助成金額

対象サービス利用料（1ヶ月あたりの利用上限額6万円）の9割相当額（生活保護受給中の方は利用上限額の全額を助成）

例) 6万円相当の対象サービスを利用→助成金54,000円、自己負担額6,000円

※1ヶ月あたりの上限を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担となりますのでご注意ください。

4 事業を利用できる期間

事業の申請日から1年間となります。（条件によりさらに1年間延長できます。）

支援事業の利用のながれは、裏面をご覧ください。

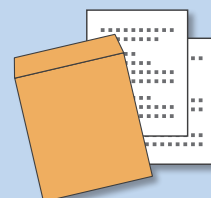
利用のながれ

利用申請

- ・申請者は、サービス等の利用を開始する日の前までに、申請書と医師の意見書を下記申請先に郵送又は持参により提出します。※意見書の作成料は利用者負担となります。

利用決定

- ・市で申請内容を審査し、適当と認められれば、利用決定通知書・管理票を郵送します。



サービス等の利用

- ・サービス提供事業者との契約はご自身で行ってください。
- ・支援事業の利用開始は、申請のあった日です。

支払い・請求方法①

受領委任払い

- ・ご本人（ご家族）が、サービス提供事業者に1割に相当する自己負担額を支払い、助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。委任されたサービス提供事業者が市へ残りの9割を請求します。

支払い・請求方法②

償還払い

- ・ご本人（ご家族）が、サービス提供事業者にご自己負担分も含め利用等の金額を全額支払ったのち、ご本人（ご家族）から市へ、9割に相当する金額を請求します。

審査・申請者への支払い

- ・審査内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。



【申請及びお問い合わせ先】

いわき市保健所 地域保健課 保健指導係
〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地
☎0246-27-8594

いわき市 若年がん

検索

◎事業の詳細や
必要書類の
ダウンロード
はこちらから

